

電気工事業の業務の適正化に関する法律について（周知）

建設業の許可取得をされている事業者さまへ、手続きは完了していますか。

建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者で、電気工事を自ら行う場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第1項（以下「電業法」という）のみなし登録の手続きを消防防災課で行わなければなりません。

この法律は、建設業許可で求められている有資格者の要件と電業法の有資格者（主任電気工事士）の要件が異なることから、建設業許可を受けたからといって、電気工事が行えるわけではなく、直接電気工事を行うためには、電業法の規定を満足（例えば主任電気工事士については要件を満たす者を選任しておく）しておかなければならないという法律です。

今般、コンプライアンスにおける事業者の意識は向上しておりますが、すべての従業員が法律に精通しているわけではありません。

そこで、建設業者として適切な管理・運営を行ううえで、今一度、取得されている許可内容を確認していただき、手続き漏れがないようお願いいたします。

詳細については、佐賀県庁ホームページ「<http://www.pref.saga.lg.jp>」にて、「電気工事業関連」と検索していただければ関係資料の閲覧ができます。

【参考】

Q 自ら行う電気工事とはどのような工事ですか？

A 配線工事、コンセント取替工事（100V 200Vへ変更など）、太陽光発電設備の設置（50kW以上）、エアコンの設置に伴う配線工事などをいいます。

Q 建設業の電気工事業と電業法との違いはなんですか？

A 500万円以上の電気工事の受注を受けることはできますが、電業法におけるみなし登録を行っていないければ、自ら電気工事は行えません。

このことから、みなし登録しなければ、電気工事に係る工事はすべて下請け工事として発注することとなります。

Q 罰則はありますか？

A 建設業の許可を受け、電気工事を自ら開始するための届出を行わなかった者は、「2万円以下の罰金」となっております。

電気工事士無資格であるにもかかわらず、資格が必要となる電気工事に従事させた者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」となっております。

連絡先

佐賀県消防防災課 保安担当

電話：0952-25-7026

メール：shouboubousai@pref.saga.lg.jp